

広島県告示第六百七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年十二月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県広島市安佐北区安佐町大字筒瀬地内				
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法
	筒瀬（四六七八―一）	急傾斜地の崩壊	筒瀬（四六七八―一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
	筒瀬三六八（五七二七）	急傾斜地の崩壊	筒瀬三六八（五七二七）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
	筒瀬二四八（四六七八）	急傾斜地の崩壊	筒瀬二四八（四六七八）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
	筒瀬四〇二（五七七二）	急傾斜地の崩壊	筒瀬四〇二（五七七二）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
	筒瀬四八五（五七〇二）	急傾斜地の崩壊	筒瀬四八五（五七〇二）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
	筒瀬六呂原（五八二〇―四）	急傾斜地の崩壊	筒瀬六呂原（五八二〇―四）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
	後谷六二九（六〇二八）	急傾斜地の崩壊	後谷六二九（六〇二八）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
	後谷一〇一（五六九〇）	急傾斜地の崩壊	後谷一〇一（五六九〇）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
	岡田七九〇（五九六六）	急傾斜地の崩壊	岡田七九〇（五九六六）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法
	筒瀬（四六七八―一）	急傾斜地の崩壊	筒瀬（四六七八―一）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
	筒瀬三六八（五七二七）	急傾斜地の崩壊	筒瀬三六八（五七二七）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
	筒瀬二四八（四六七八）	急傾斜地の崩壊	筒瀬二四八（四六七八）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
	筒瀬四〇二（五七七二）	急傾斜地の崩壊	筒瀬四〇二（五七七二）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
	筒瀬四八五（五七〇二）	急傾斜地の崩壊	筒瀬四八五（五七〇二）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
	筒瀬六呂原（五八二〇―四）	急傾斜地の崩壊	筒瀬六呂原（五八二〇―四）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
	後谷六二九（六〇二八）	急傾斜地の崩壊	後谷六二九（六〇二八）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
	後谷一〇一（五六九〇）	急傾斜地の崩壊	後谷一〇一（五六九〇）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法
	岡田七九〇（五九六六）	急傾斜地の崩壊	岡田七九〇（五九六六）	急傾斜地の崩壊	区域の表示及び法

岡田(五九 六六一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	岡田(五九 六六一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
筒瀬六呂原 (五八二〇 一一二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	筒瀬六呂原 (五八二〇 一一二)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
筒瀬六呂原 (五八二〇 一三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	筒瀬六呂原 (五八二〇 一三)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
筒瀬六呂原 (五八二〇 一一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	筒瀬六呂原 (五八二〇 一一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
筒瀬六呂原 (五八二一 一一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	筒瀬六呂原 (五八二一 一一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
六路原一八 二五(二三 九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	六路原一八 二五(二三 九)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
六路原一八 二九(二三 八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	六路原一八 二九(二三 八)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
六路原(二 三八一一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	六路原(二 三八一一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
六路原(二 三八一一) 急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	六路原(二 三八一一) 急傾斜地の 崩壊	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
筒瀬川支川 (五〇九四 隣)	土石流	次の図のとおり	筒瀬川支川 (五〇九四 隣)	土石流	次の図のとおり
筒瀬川支川 (五〇九四)	土石流	次の図のとおり	筒瀬川支川 (五〇九四)	土石流	次の図のとおり
岡田川(六 〇三四一一)	土石流	次の図のとおり	岡田川(六 〇三四一一)	土石流	次の図のとおり
岡田川(六 〇三四一一)	土石流	次の図のとおり	岡田川(六 〇三四一一)	土石流	次の図のとおり
太田川支川 (六〇三六 隣一)	土石流	次の図のとおり	太田川支川 (六〇三六 隣一)	土石流	次の図のとおり
太田川支川 (六〇三六)	土石流	次の図のとおり	太田川支川 (六〇三六)	土石流	次の図のとおり
太田川支川 (六〇三六)	土石流	次の図のとおり	太田川支川 (六〇三六)	土石流	次の図のとおり
太田川支川 (六〇三六 隣二)	土石流	次の図のとおり	太田川支川 (六〇三六 隣二)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。